

株 主 各 位

## 第132期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項（交付書面省略事項）

第132期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

### ■事業報告

3. 会社の株式に関する事項
4. 会社の新株予約権等に関する事項
5. 会計監査人に関する事項
6. 業務の適正を確保するための体制  
（内部統制に関する基本方針）
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

### ■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

### ■計算書類

株主資本等変動計算書  
個別注記表

### ■監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告  
計算書類に係る会計監査人の監査報告  
監査等委員会の監査報告

シャープ株式会社

# 事業報告

## ■ 3. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 650,414,638株 (自己株式1,107,975株を含む)
- (3) 株主数 148,417名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
HON HAI PRECISION INDUSTRY CO.,LTD.	144,900 <sup>千株</sup>	22.32 <sup>%</sup>
FOXCONN (FAR EAST) LIMITED	76,655	11.81
SIO INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	65,373	10.07
FOXCONN TECHNOLOGY PTE. LTD.	64,640	9.96
CLEARSTREAM BANKING S.A.	37,599	5.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	27,249	4.20
LGT BANK LTD	26,083	4.02
VIGOR WEALTH GLOBAL LIMITED	20,511	3.16
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,773	1.20
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCT E PSMP J	5,016	0.77

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。  
2. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

#### 4. 会社の新株予約権等に関する事項

##### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2023年8月4日	2025年5月12日
新株予約権の数		48,534 個	42,395 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,853,400株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 4,239,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 89,690円 (1株当たり 896.9円)	新株予約権1個当たり 87,790円 (1株当たり 877.9円)
権利行使期間		2025年8月31日から 2033年8月4日まで	2027年6月10日から 2035年5月11日まで
行使の条件		(注1)	(注1)
役員の 保有状況	取締役 社外取締役 及び (監査等委員) を除く	新株予約権の数 1,440個	新株予約権の数 1,500個
		目的となる株式数 144,000株	目的となる株式数 150,000株
		保有者数 2名	保有者数 2名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 50個	新株予約権の数 1個
		目的となる株式数 5,000株	目的となる株式数 1株
		保有者数 1名	保有者数 1名

- (注) 1. 主な行使条件として、新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員に在ることを要します。
2. 上記の「新株予約権の数」は、事業年度末日にてすべての保有者が保有している数であります。
3. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は新株予約権を保有していません。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2025年5月12日	2026年2月10日
新株予約権の数		42,740 個	9,900 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,274,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 990,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 87,790円 (1株当たり 877.9円)	新株予約権1個当たり 74,830円 (1株当たり 748.3円)
権利行使期間		2027年6月10日から 2035年5月11日まで	2028年3月10日から 2036年2月8日まで
行使の条件		(注)	(注)
従業員等への 交付状況	当社従業員	新株予約権の数 34,835個	新株予約権の数 7,435個
		目的となる株式数 3,483,500株	目的となる株式数 743,500株
		交付者数 554名	交付者数 170名
	子会社の役員及び従業員	新株予約権の数 6,405 個	新株予約権の数 2,465 個
		目的となる株式数 640,500 株	目的となる株式数 246,500 株
		交付者数 112名	交付者数 51名

(注)主な行使条件として、新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要します。

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## ■ 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	418百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	720百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、親会社監査人からの指示書に基づく業務などであります。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、そのほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、当社監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## ■ 6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）

---

### （1）会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）の整備に関する取締役会決議内容の概要

#### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先して「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を遵守・実践し、従業員の模範となるとともに、グループ全体に徹底する責任を負う。また、取締役会における審議・決定又は報告を通じ、取締役の職務の執行を相互に監督する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、職務の執行について監査等委員会の監査を受ける。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて社内規程に基づき適正に保管し管理する。決裁書を含めた職務の執行に関する文書については、文書管理規程を定め、適正に保存・管理する。

#### ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度のもと、取締役による経営の意思決定と監督及び執行役員による業務執行が、迅速かつ効率的に行われる体制を確保する。取締役会規則、職務権限規程等により取締役、執行役員及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にする。取締役のうち複数名は社外取締役とし、取締役及び執行役員の推薦、並びに取締役等（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、独立性の高い社外取締役が過半数を占める任意の「指名委員会」・「報酬委員会」が決定する。なお、両委員会の委員長は、独立性のある社外取締役が務める。

#### ④従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を全社に徹底し、その実践を図る。「コンプライアンス基本規程」に基づいて、全社のコンプライアンス推進体制を整備する。また、内部通報制度「クリスタルホットライン」、「競争法ホットライン」及び「ハラスメント相談窓口」の運用、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備、内部監査によるグループ全体の業務の適正性のチェック等を行う。

#### ⑤損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づいて、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応するとともに、緊急事態が発生した場合は、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図る。シャープグループ事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制を構築する。

- ⑥当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
子会社の経営については、自主管理・自主責任を尊重して経営の機動性を確保するとともに、子会社の業務の適正を親会社と同一水準に保つために、その職務の執行について、適正な指導・監督を行う。シャープグループとしての損失の危険を回避するための体制、及び子会社における職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室に専属の従業員（専属スタッフ）を置き、監査等委員会の指示による調査の権限を認める。専属スタッフの人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を得る。
- ⑧取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制  
その他の監査等委員会への報告に関する体制  
監査等委員会への報告基準を定め、重要事項（グループ各社に係る事項及び内部通報制度に係る事項を含む。）等については、当該基準に従い遅滞なく報告を行う。監査等委員会が当社又はグループ各社の事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。監査等委員会へ報告したことを理由として、報告者に対して不利益な取扱いを行わない。
- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
複数の独立性のある監査等委員である社外取締役を選任し、監査等委員会は独立した機関として取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員は、監査等委員会が定めた監査基準と監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行と監査環境の整備に協力する。  
監査等委員である取締役から職務執行において生じる費用の前払い又は償還等の請求があったときは、その職務執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

## （2）内部統制に関する基本方針の運用状況の概要

当社は、上記のとおり「内部統制に関する基本方針」を定め、これに基づく具体的な施策を各部門が策定し、内部統制に係る体制の整備と運用を全社にわたって実施しています。

### ①「内部統制委員会」の運営

内部統制の整備・運用状況について、取締役会の諮問機関である「内部統制委員会」で審議し、この結果を取締役に報告している。2025年度は、「内部統制に関する基本方針」に沿って各部門が取り組む施策の推進状況、ビジネスリスクマネジメントの取り組み及び内部監査の方針・計画・実施概況等について審議を行った。

## ②コンプライアンス経営の維持・強化

役員及び全従業員のコンプライアンス意識の向上を目的に、「シャープ行動規範」に基づくコンプライアンスの学習を定期的実施するとともに、全従業員が社内ルールを正しく理解し、使いこなせるための整備に取り組んでいる。

## ③リスクマネジメントの運用

「ビジネスリスクマネジメント規程」の最適化と、同規程に基づくビジネスリスク管理を実践している。多様なビジネスリスクのうち、経営上、特に重点的に管理すべきリスクについて、関係部門と連携し管理体制と運用の見直しを図っている。

## ■ 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

---

当社は、株主各位に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績や財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、長期的な視点に立って、株主の皆様への利益還元に取り組んでおります。かかる点から、連結業績の動向、投資や財務体質改善の必要性を勘案しつつ、剰余金の配当等を実施してまいります。

なお、配当の決定機関は、期末配当は株主総会又は取締役会、中間配当及びその他の配当は取締役会でありま

# 連結計算書類

## 連結株主資本等変動計算書

( 2025年 4月 1日から  
2026年 3月31日まで )

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益
当 期 首 残 高	5,000	148,983	△ 54,082	△ 13,389	86,511	20,818	△ 1,437
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	5	5			10		
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			47,434		47,434		
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		△ 2,255			△ 2,255		
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0		
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )						2,927	3,398
当 期 変 動 額 合 計	5	△ 2,250	47,434	△ 0	45,187	2,927	3,398
当 期 末 残 高	5,005	146,733	△ 6,648	△ 13,390	131,699	23,746	1,960

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 勘 定 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	46,571	902	66,855	1,279	13,062	167,709
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)						10
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						47,434
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動						△ 2,255
自 己 株 式 の 取 得						△ 0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	41,112	33,950	81,389	625	372	82,387
当 期 変 動 額 合 計	41,112	33,950	81,389	625	372	127,575
当 期 末 残 高	87,684	34,853	148,245	1,905	13,434	295,284

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 116社

主要な連結子会社の名称

「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 主要な事業拠点」に記載しているため、省略しております。

このうち、株式の取得等に伴い(株)シナプスイノベーション他2社を連結の範囲に含めております。

一方、株式の譲渡等に伴いシャープ福山レーザー(株)他2社を連結の範囲から除外しております。また、吸収合併に伴い(株)AloTクラウド他1社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 Sharp India Limited

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益、及び利益剰余金等からみて小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類の項目に重要な影響を及ぼすものではないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用非連結子会社の数 1社

持分法適用関連会社の数 11社

主要な会社等の名称 シャープファイナンス(株)、超視界顕示技術有限公司

なお、上海雲儀電子貿易有限公司は、有償減資による払戻により持分法適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称 シャープ特選工業(株)

持分法を適用していない理由

連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

夏普弁公設備(常熟)有限公司他27社は12月31日が事業年度の末日であり、その他2社は1月31日が事業年度の末日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、連結会計年度の末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定)

市場価格のない株式等……………主として総平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資金については、ファンド運用実績の当社持分相当額を営業外損益として計上するとともに、投資有価証券に加減する処理を行っております。

###### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社は、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価しております。

在外連結子会社は、移動平均法による低価法により評価しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産(リース資産、使用権資産を除く)

当社及び国内連結子会社

定率法を採用しております。

ただし、三重工場及び亀山工場の機械及び装置については、定額法によっております。

また、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社

定額法を採用しております。

###### ②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。

###### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

###### ④使用権資産

資産の耐用年数又はリース期間のうちいずれか短い期間に基づく定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③製品保証引当金

製品の品質保証にかかる支出に備えるため、製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用について過去の実績を基礎として将来の保証見込額を計上するとともに、個別案件に対する費用発生見込額も合わせて計上しております。

④販売促進引当金

当連結会計年度の売上に係る販売促進費等の将来の支払に備えるため、代理店・販売店への当連結会計年度の売上に係る販売促進費等の支払見積額を計上しております。

⑤事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造販売取引を行っております。これらの取引については、原則として、当社グループが製品を顧客に引き渡した時点で、顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。当該時点において、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると認められるためです。なお、一部の国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

この他に、工事請負や主に製品に関連した保守・保証サービスを行っております。これらの取引については、当社グループは、一定の期間にわたり顧客に財又はサービスを移転し、履行義務を充足することから、原則として、履行義務の充足に係る進捗度に応じて、又はサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

収益は、製品又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額（以下、取引価格といいます。）で測定しております。取引価格の算定において、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分（以下、変動対価といいます。）が含まれる場合は、それを差し引いて、取引価格を見積っております。変動対価の額については、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

契約に製品及び保証サービス等の複数の履行義務が識別される場合は、主に観察可能な独立販売価格の比率に基づきそれぞれの履行義務に取引価格を配分しております。

製品保証が、製品が合意された仕様に従っているという保証に加えて顧客にサービスを提供している場合には、別個の履行義務として識別し、取引価格の一部を当該履行義務に配分した上で、延長保証期間にわたり収益を認識しております。

当社グループは、取引の当事者であるか、代理人であるかを、約束した商品又はサービスを顧客に移転する前に当社グループが支配しているか否かで判断しております。代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

製品等の販売、工事請負及び保証サービスの提供等に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1年以内に受領しており、これらの契約については例外的な取扱いを適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主として従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、効果の発現する見積期間で均等償却しております。米国連結子会社で計上されたのれんについては、10年間で均等償却しております。ただし、金額に重要性がない場合には、発生年度において全額償却しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
棚卸資産	250,385

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産について正味売却価額が簿価を下回った場合に簿価の切下げを行っております。また、一定期間以上滞留が認められる棚卸資産については、販売の実現可能性が低下しつつあると仮定し、期間の経過に応じ規則的に簿価を切下げの方法で早期に償却を行っております。さらに、販売が困難と認められる場合などには、個別に簿価の切下げも実施しております。

しかしながら、将来の予測不能な環境変化等により、価格下落など当社グループに不利な状況が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において簿価の切下げが追加的に必要となる可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	183,263
無形固定資産	38,170
投資その他の資産	257,427

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなるなど減損の兆候が見られる場合には、資産又は資産グループについて減損の判定を行い、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方が帳簿価額を下回っていると判断される場合には、その差額を減損損失として認識します。使用価値算定の基礎となる将来の事業計画は、決算時点で入手可能な情報も考慮して作成しております。また、正味売却価額は、第三者による資産評価など合理的な方法に基づき決定しております。

上記の固定資産のうち、中小型液晶事業関連のディスプレイデバイス事業用資産（当連結会計年度末時点で37,617百万円）については、構造改革の進展により営業赤字が大幅に縮小しているものの、減損兆候が引き続き認められており、さらに資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回っていることから、減損認識の判定を経てその測定を行っております。

当社グループが当該事業用資産の減損損失の測定に用いる回収可能価額は、鑑定評価に基づく正味売却価額によっております。この正味売却価額を算定するにあたり、従来は当該事業用資産の特殊性から、市場参加者の属性として「液晶事業関連の同業他社」と定義しておりました。しかしながら、当社グループにおける複数の工場の液晶事業以外への他用途転用売却事例の発生など不動産市場の変化を踏まえ、対象事業用資産に係る市場参加者の属性を「液晶事業関連の同業他社」に限らない形で再定義しました。なお、従来の定義に基づき実施した減損損失の計上については、（連結損益計算書に関する注記）4. 減損損失の内訳に記載しております。

ただし、将来、使用価値算定の基礎となる事業計画や正味売却価額的前提となる不動産市場などに変化があった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失を追加的に計上する可能性があります。

また、当連結会計年度の投資その他の資産257,427百万円には、持分法適用会社に対する投資130,343百万円が含まれており、翌連結会計年度以降に持分法適用会社で減損損失が認識される場合には、連結計算書類において持分法による投資損失を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳

製品	152,036百万円
仕掛品	41,299百万円
原材料及び貯蔵品	57,050百万円
合計	<u>250,385百万円</u>

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	2,947百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	51,005百万円
棚卸資産	57,610百万円
流動資産のその他	5,389百万円
建物及び構築物	32,512百万円
機械装置及び運搬具	1,045百万円
工具、器具及び備品	1,268百万円
土地	39,634百万円
投資有価証券	13,178百万円
投資その他の資産のその他	1,750百万円
合計	<u>206,344百万円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	250,558百万円
流動負債のその他	15,856百万円
合計	<u>266,414百万円</u>

上記の他、連結上相殺消去されている連結子会社株式の一部を短期借入金の担保に供しております。

### 3. 偶発債務

#### (1)保証債務

従業員住宅資金借入に対する保証	1,373百万円
契約履行義務に対する保証	
フォックスコン福山テクノロジーズ(株)	2,625百万円
出資先の借入に関する保証	
Sernsang Power Corporation Public Company Limited	74百万円
合計	<u>4,074百万円</u>

#### (2) 亀山事業所の工業用水に係る契約関連

亀山事業所における工業用水については、契約期間の定めがない供給契約となっております。当社グループは、亀山第2工場の生産停止を決定しましたが、同工場については生産停止後の売却を検討していることから、現時点で将来の支払額を連結貸借対照表及び連結損益計算書に反映しておりません。

なお、当該契約に基づく固定料金に係る年間支払額は224百万円であります。

### 4. 出資コミットメント

2017年5月、当社はソフトバンク・ビジョン・ファンドへ出資者として参画する契約を締結いたしました。当社の出資コミットメントの総額は10億米ドルとなり、この契約に基づく払込未実行残高は次のとおりであります。(円換算は決算日の為替相場によっております。)

出資コミットメントの総額	159,930百万円
払込実行残高	<u>139,628百万円</u>
差引額	<u>20,301百万円</u>

### 5. 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

(1) 顧客との契約から生じた債権	365,963百万円
(2) 契約資産	2,857百万円
(3) 契約負債	55,056百万円

顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、連結貸借対照表のうち「受取手形、売掛金及び契約資産」に、契約負債は、連結貸借対照表のうち「流動負債」の「その他」に含まれております。

## 6. 財務制限条項

当社の主要な借入契約であるシンジケートローン契約やコミットメントライン契約には、財務制限条項が付されております。当社グループの連結純資産及び連結経常利益が一定水準を下回ることとなった場合や当社ないし連結子会社が債務超過となった場合などには、借入先金融機関の請求により、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当連結会計年度末において、一部の連結子会社が債務超過になったことにより上記の財務制限条項に抵触いたしました。借入先金融機関からは期限の利益喪失の請求は行わない旨の承諾を得られております。

財務制限条項が付された上記の主要な契約に基づく借入金残高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
短期借入金	275,558

### (連結損益計算書に関する注記)

#### 1. 固定資産売却益

当社グループの財務改善を図るため、堺事業所における旧カラーフィルター工場の土地・建物をKDDI(株)へ、本社工場棟の建物を積水ソーラーフィルム(株)へそれぞれ譲渡したことなどによるものです。

#### 2. 関係会社株式売却益

当社の連結子会社であったシャープ福山レーザ(株)の株式を譲渡したことによるものです。

#### 3. 事業譲渡益

当社のカメラモジュール事業を譲渡したことによるものであり、その内訳は以下のとおりであります。なお、本事業譲渡の詳細は(その他の注記)企業結合等関係に記載しております。

内容	金額
連結子会社Saigon STEC Co., LTD.の持分譲渡による利益	1,102百万円
資産譲渡損益	
棚卸資産	△228百万円
有形固定資産	1,747百万円
事業譲渡に伴う費用	△768百万円
合計	1,851百万円

#### 4. 減損損失の内訳

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産 (ディスプレイデバイス 中小型液晶事業関連生産設備等)	建設仮勘定等	三重県 石川県他	2,478
事業用資産 (ディスプレイデバイス 終息予定事業関連資産)	建物及び構築物、土地等	鳥取県 中国	2,055
その他	建物及び構築物等	奈良県他	1,535

当社グループは、事業用資産については事業所及び事業の種類等を総合的に勘案してグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

三重県、石川県他における中小型液晶事業関連のディスプレイデバイス事業用資産については、当社及び当社の連結子会社であるシャープディスプレイテクノロジー(株)等が保有する生産設備等の一部であり、連結でのグルーピングを行っております。収益性の低下により投資額の回収が見込めないことから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(2,478百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建設仮勘定1,941百万円、その他536百万円であります。なお、回収可能価額は、正味売却価額を零としております。

鳥取県、中国における事業用資産については、ディスプレイデバイス事業における一部事業の終息を決定したことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(2,055百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物979百万円、土地1,072百万円、その他3百万円であります。なお、回収可能価額は、正味売却価額を零としております。

当社グループが奈良県他に保有するその他の資産については、将来の使用見込がなくなったことなどから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(1,535百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物1,223百万円、その他311百万円であります。なお、回収可能価額は、正味売却価額としております。

#### 5. 事業構造改革費用

事業構造改革費用の内訳は以下のとおりであります。

- (1) 亀山第2工場の生産停止に伴う費用(13,730百万円)
- (2) 連結子会社である堺ディスプレイプロダクト(株)の事業終息に伴う費用(1,226百万円)
- (3) その他子会社における構造改革費用(4,910百万円)

## 6. 製品保証引当金繰入額

当社の連結子会社が販売した特定のデバイス製品の品質問題が判明し、これに対応するための市場対応費用が多額に発生する見込みとなりました。当該費用は、通常の製品保証の範囲を超える臨時的なものであるため、製品保証引当金繰入額を特別損失に計上しております。

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	650,406,538	8,100	—	650,414,638

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額等

該当する事項はありません。

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当する事項はありません。

#### 3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数
2023年8月4日取締役会決議の第4回新株予約権	普通株式	2,419,400株

### (税効果会計に関する注記)

法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造販売事業を行うための事業計画に照らし、必要な資金を調達(主に銀行借入)しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引のほか、金利スワップ取引であります。これら金融商品は信用度の高い金融機関と取引を行っております。

当社の営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(非上場株式(連結貸借対照表計上額52,439百万円)及び出資金(連結貸借対照表計上額127,932百万円))は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、「預金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「リース債務(流動負債)」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	365,963 △4,114		
	361,848	360,615	△1,232
(2) 有価証券及び投資有価証券			
①子会社株式及び関連会社株式	0	1,249	1,249
②その他有価証券	15,378	15,378	—
資産計	377,227	377,243	16
(3) 長期借入金	562	541	△21
負債計	562	541	△21
(4) デリバティブ取引(*2)	4,891	4,891	—

(\*1) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、△で示しております。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	15,378	—	—	15,378
デリバティブ取引(*) 通貨関連	—	4,891	—	4,891
資産計	15,378	4,891	—	20,269

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、△で示しております。

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	—	360,615	—	360,615
有価証券及び投資有価証券 子会社株式及び関連会社株式	1,249	—	—	1,249
資産計	1,249	360,615	—	361,865
長期借入金	—	541	—	541
負債計	—	541	—	541

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。一部の子会社で行われている為替予約の振当処理は、ヘッジ対象とされている債権債務と一体として処理されているため、その時価は当該債権債務の時価に含めて記載しております。

受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金のうち短期で決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、売掛金のうち回収が長期にわたるもの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

なお、前連結会計年度において、当社グループの報告セグメントは、「スマートライフ&エナジー」、「スマートオフィス」、「ユニバーサルネットワーク」、「ディスプレイデバイス」及び「エレクトロニックデバイス」の5区分としておりましたが、当連結会計年度より、「スマートライフ」、「スマートワークプレイス」、「ディスプレイデバイス」の3区分に変更しております。

この変更は、重点強化中のブランド事業を、「暮らす」の領域のスマートライフビジネスグループと、「働く」の領域のスマートワークプレイスビジネスグループの2つのグループに再編し、それぞれの領域で新たな価値創造を加速させ、事業の"集中と転換"による収益性・成長性の向上を図るためのものです。なお、ディスプレイデバイス事業は、競争優位を持続できる車載・モバイル・産業用途の高付加価値製品に集中した事業展開を進めております。

今回のセグメント区分の変更により、「スマートライフ&エナジー」の事業及び「ユニバーサルネットワーク」に含めていたTVシステム事業は、変更後の区分において「スマートライフ」に含めております。また、「スマートオフィス」の事業及び「ユニバーサルネットワーク」に含めていた通信事業は、変更後の区分において「スマートワークプレイス」に含めております。なお、「ディスプレイデバイス」事業のうち事業終息を決定した堺ディスプレイプロダクト(株)及び事業譲渡を行った「エレクトロニックデバイス」は、報告セグメントの対象外とし、「その他」に一括表示しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	スマート ライフ	スマート ワーク プレイス	ディス プレイ デバイス	計		
Smart Appliances & Solutions事業	366,787	—	—	366,787	—	366,787
T Vシステム事業	162,262	—	—	162,262	—	162,262
スマートビジネスソリューション事業	—	430,908	—	430,908	—	430,908
P C事業	—	280,706	—	280,706	—	280,706
通信事業	—	120,655	—	120,655	—	120,655
ディスプレイデバイス事業	—	—	419,126	419,126	—	419,126
その他	68,438	—	—	68,438	43,925	112,364
外部顧客への売上高	597,488	832,271	419,126	1,848,886	43,925	1,892,811

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、エレクトロニックデバイス事業及び堺ディスプレイプロダクト(株)を含めております。

「スマートライフ」セグメントは、「Smart Appliances & Solutions」事業、「T Vシステム」事業等で構成されております。「Smart Appliances & Solutions」事業には、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の白物家電が含まれております。「T Vシステム」事業には、テレビ等が含まれております。

「スマートワークプレイス」セグメントは、「スマートビジネスソリューション」事業、「P C」事業、「通信」事業で構成されております。「スマートビジネスソリューション」事業には、デジタル複合機等が含まれております。「P C」事業には、パソコン等が含まれております。「通信」事業には、スマートフォン等が含まれております。

「ディスプレイデバイス」セグメントには、ディスプレイモジュール等が含まれております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

### (1) 製品の売上

当社グループは、ブランド事業として電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般（スマートライフセグメントにおける白物家電（冷蔵庫、洗濯機、エアコン等）及びテレビ等、スマートワークプレイスセグメントにおけるデジタル複合機、パソコン、スマートフォン等）の製造販売取引及びディスプレイデバイス事業として電子部品（ディスプレイモジュール等）の製造販売取引を行っております。

これらの取引については、原則として、当社グループが製品を顧客に引き渡した時点で、顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。当該時点において、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると認められるためです。なお、一部の国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益は、製品又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額（以下、取引価格といいます。）で測定しております。当社グループは、主に消費者向け販売店に対して支払う販売リベートを、収益から控除しております。このように、取引価格の算定において、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分（以下、変動対価といいます。）が含まれる場合は、それを差し引いて、取引価格を見積っております。変動対価の額については、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

なお、製品の販売契約において、一定の期間内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

### (2) 請負工事契約

当社グループは、エネルギーソリューション事業（スマートライフセグメントにおける「その他」）において、太陽光発電所の設計・施工等の工事契約を締結しております。当該契約については、工事の進捗につれて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗に基づき収益を認識しております。進捗度の測定には、契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合を用いるインプット法を適用しております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、検収完了時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

### (3) サービスの提供

当社グループは、(1)製品の販売契約及び(2)請負工事契約に付随して発生する保守契約や製品保証サービスを行っております。保守契約は、契約期間にわたり保守サービスを行い、その期間に応じて収益を認識しております。製品保証サービスとして合意された仕様に従っているという通常の製品保証とは別に、延長保証契約を締結する場合があります。この場合、製品保証サービスは一定の期間にわたって履行義務を充足することから、延長保証期間にわたり収益を認識しております。

(4) ライセンスの供与

当社グループは、顧客に製品の製造や販売、技術の使用等を許諾する契約を締結することにより、特許ライセンス供与の使用の対価を得ております。

ライセンス供与に係る収益について、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である場合は、一定の期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識しております。

この他、売上高又は使用量に基づくロイヤルティについて、契約相手先の売上高等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	431円14銭
2. 1株当たり当期純利益	73円05銭

(その他の注記)

企業結合等関係

共通支配下の取引等

(カメラモジュール事業の譲渡)

当社の連結子会社であるシャープセンシングテクノロジー(株) (以下、「SSTC社」といいます。) は、保有するSaigon STEC Co., LTD. (以下、「SSTEC社」といいます。) の持分を、親会社である鴻海精密工業股份有限公司の子会社、Fullertain Information Technologies Ltd. - B.V.I.に譲渡 (以下、「本持分譲渡」といいます。) いたしました。本持分譲渡に伴い、SSTEC社を当社の連結範囲から除外しております。

また、本持分譲渡後のSSTEC社に対して、SSTC社が保有していた資産 (棚卸資産、有形固定資産) を譲渡いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先の企業の名称

Fullertain Information Technologies Ltd. - B.V.I.

(2) 分離した事業の内容

カメラモジュール等の企画/開発/生産/販売事業

(3) 事業分離を行った主な理由

アセットライト化の方針の下、ブランド事業を中心とした事業構造を確立するため

(4) 事業分離日

2025年6月30日 (持分譲渡完了日)

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする持分譲渡及び資産譲渡

## 2. 実施した会計処理の概要

### (1) 譲渡損益の金額

事業譲渡益 1,851百万円

### (2) 譲渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	5,839百万円
固定資産	8,668百万円
資産合計	14,507百万円
流動負債	7,882百万円
固定負債	183百万円
負債合計	8,065百万円

### (3) 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

なお、SSTEC社は当社グループの連結範囲から除外となったため、受取対価とSSTEC社の連結上の帳簿価額との差額等を事業譲渡益として認識しており、その詳細については、（連結損益計算書に関する注記）3.事業譲渡益に記載しております。

## 3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

報告セグメントには含めず、「その他」に区分しております。

## 4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	37,128百万円
営業利益	2,057百万円

(会社分割による事業承継（レーザー事業・半導体事業）及びシャープ福山レーザー(株)の株式譲渡)

当社は、連結子会社であるシャープ福山レーザー(株)（以下、「SFL社」といいます。）に対し、会社分割（吸収分割）によりSFL社事業（レーザー事業・半導体事業）に関連する権利義務を承継させ、保有するSFL社株式を親会社である鴻海精密工業股份有限公司の子会社、鴻元国際投資股份有限公司に譲渡（以下、「本株式譲渡」といいます。）いたしました。

本株式譲渡により、SFL社及びその子会社であるP.T. Sharp Semiconductor Indonesiaを、当社の連結範囲から除外しております。

## 1. 事業分離の概要

### (1) 分離先の企業の名称

鴻元国際投資股份有限公司

### (2) 分離した事業の内容

半導体レーザーの企画/開発/生産/販売、半導体及び半導体応用デバイスの開発/製造/販売及びファウンドリーサービス

### (3) 事業分離を行った主な理由

アセットライト化の方針の下、ブランド事業を中心とした事業構造を確立するため

### (4) 事業分離日

2025年9月29日（株式譲渡日）

※みなし売却日 2025年7月1日

### (5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

- イ. 会社分割 当社を吸収分割会社とし、SFL社を吸収分割承継会社とする吸収分割  
(会社分割日 2025年7月1日)
- ロ. 株式譲渡 受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡  
(株式譲渡日 2025年9月29日)

## 2. 実施した会計処理の概要

### (1) 譲渡損益の金額

関係会社株式売却益 1,221百万円

### (2) 譲渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	22,336百万円
固定資産	6,201百万円
資産合計	<u>28,537百万円</u>
流動負債	11,152百万円
固定負債	1,866百万円
負債合計	<u>13,018百万円</u>

### (3) 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

なお、SFL社が当社の連結範囲から除外となったことにより、受取対価とSFL社の連結上の帳簿価額との差額等を関係会社株式売却益として計上しております。

## 3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

報告セグメントには含めず、「その他」に区分しております。

## 4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 3,993百万円  
営業利益 429百万円

## (重要な後発事象に関する注記)

### 重要な資金の借入

当社は、事業資金の安定性の確保を目的に、既存シンジケートローンの満期更改へ向け2026年3月31日に新たな金銭消費貸借契約を締結し、2026年4月28日に当該契約に基づき借入を実行いたしました。

当該金銭消費貸借契約の内容は以下のとおりであります。

(1) 金銭消費貸借契約の締結日	2026年3月31日
(2) 相手方の属性	アレンジャー：(株)みずほ銀行、(株)三菱UFJ銀行 参加金融機関：(株)三井住友銀行、(株)りそな銀行
(3) 債務の元本	391,400百万円
(4) 借入利率	変動金利（基準金利＋スプレッド）
(5) 借入期間	2026年4月28日から2028年3月31日
(6) 担保の内容	不動産、動産（機械・棚卸資産）、有価証券、売掛債権、手形、子会社株式
(7) 財務上の特約の内容	① 連結会計年度末における連結純資産の金額を、前連結会計年度末または直前の中間連結会計期間末における各連結純資産の金額のいずれか高い方の80%以上に維持すること ② 中間連結会計期間末における連結純資産の金額を、前連結会計年度末における連結純資産の金額の80%以上に維持すること ③ 中間連結会計期間及び連結会計年度の各連結営業利益、連結経常利益及び連結当期利益を0円以上に維持すること

なお、本契約には、一部の連結子会社が債務超過となった場合など、借入先金融機関の請求により期限の利益を喪失する条項が含まれております。

### コミットメントライン契約の締結

当社は、事業資金の安定性の確保を目的に、2026年4月28日、(株)みずほ銀行及び(株)三菱UFJ銀行との間の総額200,000百万円のコミットメントライン契約について、借入可能期間を2027年4月28日まで1年間延長いたしました。

なお、当該契約には2026年3月31日に締結した金銭消費貸借契約と同様の財務上の特約等が付されております。

# 計算書類

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	5,000	1,250	44,682	45,932	2,119	△206,573	△204,453
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	5	5		5			
当 期 純 利 益						69,544	69,544
自 己 株 式 の 取 得							
会 社 分 割 に よ る 減 少			△ 4,438	△ 4,438			
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△ 659	659	-
そ の 他			13,017	13,017			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	5	5	8,579	8,584	△ 659	70,203	69,544
当 期 末 残 高	5,005	1,255	53,262	54,517	1,460	△136,369	△134,909

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 限 公 司 株 券 の 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△ 13,389	△ 166,910	18,998	18,998	1,279	△ 146,631
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		10				10
当 期 純 利 益		69,544				69,544
自 己 株 式 の 取 得	△ 0	△ 0				△ 0
会 社 分 割 に よ る 減 少		△ 4,438				△ 4,438
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		-				-
そ の 他		13,017				13,017
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			2,029	2,029	625	2,654
当 期 変 動 額 合 計	△ 0	78,133	2,029	2,029	625	80,788
当 期 末 残 高	△ 13,390	△ 88,776	21,028	21,028	1,905	△ 65,843

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等……………総平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資金については、ファンド運用実績の当社持分相当額を営業外損益として計上するとともに、投資有価証券に加減する処理を行っております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終取得原価法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- (3) 製品保証引当金  
製品の品質保証にかかる支出に備えるため、製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用について過去の実績を基礎として将来の保証見込額を計上するとともに、個別案件に対する費用発生見込額も合わせて計上しております。
- (4) 関係会社事業損失引当金  
関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。
- (5) 事業構造改革引当金  
事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社の主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般の製造販売取引を行っております。これらの取引については、原則として、当社が製品を顧客に引き渡した時点で、顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。当該時点において、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると認められるためです。なお、一部の国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益は、製品又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額（以下、取引価格といいます。）で測定しております。取引価格の算定において、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分（以下、変動対価といいます。）が含まれる場合は、それを差し引いて、取引価格を見積っております。変動対価の額については、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

当社は、取引の当事者であるか、代理人であるかを、約束した商品又はサービスを顧客に移転する前に当社が支配しているか否かで判断しております。代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

製品等の販売等に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1年以内に受領しており、これらの契約については例外的な取扱いを適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

##### 貸倒懸念債権に区分した子会社に対する貸倒引当金の見積り

##### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
貸倒引当金（流動資産）	△204,745
貸倒引当金（投資その他の資産）	△181,995
計	△386,740

当事業年度の貸倒引当金の主な内訳は、当社の連結子会社であるシャープディスプレイテクノロジー㈱（△199,249百万円）及び堺ディスプレイプロダクト㈱（△179,769百万円）に対するものであります。

##### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒懸念債権に区分した子会社に対する債権について、財務内容評価法により個別に回収可能性を検討し、当該子会社の債務超過額や将来の事業計画等を総合的に判断して回収不能見積額を算定しております。また、将来における当該連結子会社の財政状態等に変化が生じた場合には、翌事業年度において貸倒引当金が増減する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	1,402百万円
売掛金	53,041百万円
製品	30,645百万円
仕掛品	1,477百万円
原材料及び貯蔵品	446百万円
未収入金	108,996百万円
建物	95,308百万円
構築物	1,134百万円
機械及び装置	577百万円
車両運搬具	30百万円
工具、器具及び備品	1,105百万円
土地	45,589百万円
投資有価証券	10,191百万円
関係会社株式	19,618百万円
関係会社出資金	1,021百万円
関係会社長期未収入金	179,848百万円
合計	<u>550,434百万円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	<u>250,558百万円</u>
合計	<u>250,558百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額

426,161百万円

3. 偶発債務

(1)保証債務

従業員住宅資金借入に対する保証	1,373百万円
買掛債務に対する保証	
Dynabook(株)	8,985百万円
借入金に対する保証	
Sharp India Limited	2,128百万円
契約履行義務に対する保証	
フォックスコン福山テクノロジーズ(株)	2,625百万円
合計	<u>15,113百万円</u>

(2)亀山事業所の工業用水に係る契約関連

亀山事業所における工業用水については、契約期間の定めがない供給契約となっております。  
当社グループは、亀山第2工場の生産停止を決定しましたが、同工場については生産停止後の売却を検討していることから、現時点で将来の支払額を貸借対照表及び損益計算書に反映しておりません。  
なお、当該契約に基づく固定料金に係る年間支払額は224百万円であります。

#### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	376,413百万円
長期金銭債権	182,503百万円
短期金銭債務	286,885百万円

#### 5. 出資コミットメント

2017年5月、当社はソフトバンク・ビジョン・ファンドへ出資者として参画する契約を締結いたしました。当社の出資コミットメントの総額は10億米ドルとなり、この契約に基づく払込未実行残高は次のとおりであります。（円換算は決算日の為替相場によっております。）

出資コミットメントの総額	159,930百万円
払込実行残高	139,628百万円
差引額	<u>20,301百万円</u>

#### 6. 財務制限条項

当社の主要な借入契約であるシンジケートローン契約やコミットメントライン契約には、財務制限条項が付されております。当社グループの連結純資産及び連結経常利益が一定水準を下回ることとなった場合や当社ないし連結子会社が債務超過となった場合などには、借入先金融機関の請求により、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当事業年度末において、一部の連結子会社が債務超過になったことにより上記の財務制限条項に抵触いたしました。借入先金融機関からは期限の利益喪失の請求は行わない旨の承諾を得られております。

財務制限条項が付された上記の主要な契約に基づく借入金残高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度
短期借入金	275,558

## (損益計算書に関する注記)

### 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	695,782百万円
売 上 高	372,862百万円
仕 入 高	301,730百万円
販売費及び一般管理費	21,190百万円
営業取引以外の取引高	91,727百万円

### 2. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の主な内訳は貸倒引当金繰入額28,142百万円であり、当社の連結子会社であるシャープディスプレイテクノロジー(株)に対する引当金繰入額26,569百万円を含んでおります。

### 3. 固定資産売却益

当社グループの財務改善を図るため、堺事業所における旧カラーフィルター工場の土地をKDDI(株)へ、本社工場棟の建物を積水ソーラーフィルム(株)へそれぞれ譲渡したことなどによるものです。

### 4. 関係会社株式売却益

当社の連結子会社であったシャープ福山レーザー(株)の株式を譲渡したことによるものです。

### 5. 減損損失の内訳

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
貸貸用資産 (中小型液晶事業関連資産)	建物、建設仮勘定、長期前払費用等	三重県 ベトナム	6,371
その他	建物、構築物等	奈良県他	1,239

当社は、事業用資産については事業所及び事業の種類等を総合的に勘案してグルーピングを行い、貸貸用資産、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

三重県、ベトナムにおける中小型液晶事業関連資産は、当社の連結子会社であるシャープディスプレイテクノロジー(株)へ貸貸している資産であり、投資の回収可能性を見直した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(6,371百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物309百万円、建設仮勘定4,282百万円、長期前払費用1,776百万円、その他2百万円であります。なお、回収可能価額は、主として鑑定評価に基づく正味売却価額としております。

奈良県他におけるその他の資産については、将来の使用見込がなくなったことなどから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(1,239百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物1,133百万円、構築物90百万円、その他15百万円であります。なお、回収可能価額は、正味売却価額としております。

## 6. 関係会社債権放棄損

主に、当社の連結子会社であるシャープディスプレイソリューションズ(株)を2026年4月1日付で吸収合併するに先立ち、同社に対する債権の一部を放棄したことによるものであります。なお、本吸収合併の詳細につきましては、重要な後発事象に関する注記をご参照ください。

## 7. 事業構造改革費用

主に亀山第2工場の生産停止に伴う費用であります。

## 8. 貸倒引当金繰入額

当社の連結子会社である堺ディスプレイプロダクト(株)は2024年8月の生産停止以降も厳しい財政状態が継続しており、かつ当事業年度に事業終息の決定を行っていることから、同社に対する関係会社長期未収入金に係る貸倒引当金繰入額を特別損失に計上しております。

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	1,106,821	1,154	－	1,107,975

(注) 自己株式の株式数の増加1,154株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

#### 2. 当期変動額の「その他」

当事業年度において、当社は100%出資の連結子会社であるシャープセンシングテクノロジー(株) (以下、「SSTC社」といいます。) から、その他資本剰余金を原資とする配当を受けております。本配当の受取額13,117百万円のうち100百万円は、「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」(企業会計基準適用指針第3号 平成17年12月27日) 第3項に基づき、SSTC社に対する出資の帳簿価額を減額しております。また、本出資の帳簿価額を超過する13,017百万円は、その他資本剰余金の増加として処理しております。

なお、SSTC社の配当原資であるその他資本剰余金は、2021年度に実施した当社のカメラモジュール事業及びセンサーモジュール事業の無対価吸収分割により、SSTC社が承継した資産・負債の純額として生じたものであり、一方、当社ではこの無対価吸収分割をその他資本剰余金の減少として処理しました。

当事業年度における、SSTC社からの配当の一部をその他資本剰余金の増加とする当社の会計処理は、上記吸収分割の会計処理を踏まえたものです。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金、関係会社株式、固定資産等であり、評価性引当額を控除しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シャープ マーケティング ジャパン(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	売上 (注1)	217,759	売掛金	33,695 (注2)
				配当金の受取	14,288	—	—
				担保資産の受入 (注3) (注4) (注5) (注6) (注7)	250,558 (注8)	—	—
				資金の預り (注9)	15,866 (注10)	預り金	18,550
				利息の支払 (注9)	167	—	—
子会社	シャープ エネルギー ソリューション(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の販売 及び設置工事	担保資産の受入 (注3) (注5) (注6) (注7)	250,558 (注8)	—	—
				資金の預り (注9)	9,398 (注10)	預り金	13,830
				利息の支払 (注9)	67	—	—
子会社	堺ディスプレイ プロダクト(株)	所有 直接 99.9% 間接 0.1%	不動産の賃貸 (注11)	経費の立替等	12,265	関係会社 長期 未収入金	179,848 (注2)
				貸倒引当金 繰入	2,720	貸倒 引当金	179,769
				資金の預り (注9)	29,146 (注10)	預り金	26,300
				利息の支払 (注9)	183	—	—

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シャープ ワンストップ サービス(株)	所有 間接 100.0%	当社製品の修理	担保資産の受入 (注3) (注5) (注7)	250,558 (注8)	—	—
子会社	Dynabook(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	配当金の受取	16,000	—	—
				資金の預り (注9)	12,615 (注10)	預り金	5,000
				利息の支払 (注9)	58	—	—
子会社	シャープ セミコンダクター イノベーション(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の製造	担保資産の受入 (注5) (注7) (注12)	250,558 (注8)	—	—
子会社	シャープ ディスプレイ テクノロジー(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の製造	仕入の仲介 (注13)	—	未収入金等	100,343 (注2)
				資金の貸付 (注9)	104,553 (注10)	貸付金	107,300
				利息の受取 (注9)	973	—	—
				貸倒引当金 繰入	26,569	貸倒 引当金	199,249
				担保資産の受入 (注3) (注5) (注6) (注7) (注12)	250,558 (注8)	—	—
				債務被保証 (注14) (注15)	384,413	—	—

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シャープ センシング テクノロジー(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の製造	配当金の受取	29,345	—	—
				資金の預り (注9)	22,216 (注10)	預り金	3,780
				利息の支払 (注9)	135	—	—
				債務被保証 (注14) (注15)	384,413	—	—
子会社	Sharp Electronics Corporation	所有 直接 100.0%	当社製品の販売 資金の借入	売上	46,085	売掛金	12,201
				配当金の受取	12,509	未収入金	12,464
				資金の借入 (注9)	25,548 (注10)	借入金	29,587
				利息の支払 (注9)	1,439	—	—
子会社	無錫夏普電子 元器件有限公司	所有 直接 69.5% 間接 30.5%	当社製品の製造	仕入及び 仕入の仲介 (注1)	5	買掛金	32,397
子会社	夏普弁公設備 (常熟)有限公司	所有 直接 100.0%	当社製品の製造	仕入 (注1)	34,836	買掛金	22,397
子会社	南京夏普電子 有限公司	所有 直接 84.1% 間接 15.9%	当社製品の製造	売上及び 売上の仲介 (注1)	1,137	売掛金	16,634
				仕入及び 仕入の仲介 (注1)	41,700	買掛金	21,658

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Sharp Hong Kong Limited	所有 直接 100.0%	当社製品の仕入 及び販売	仕入 (注1)	133,720	買掛金	11,673
				資金の借入 (注9)	3,331 (注10)	借入金	8,956
				利息の支払 (注9)	486	—	—
子会社	Sharp International Finance (U.K.) Plc..	所有 直接 100.0%	資金の借入	資金の借入 (注9)	6,375 (注10)	借入金	9,560
				利息の支払 (注9)	285	—	—
子会社	Sharp North Malaysia Sdn. Bhd.	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注9)	8,145 (注10)	貸付金	4,957
				利息の受取 (注9)	419	—	—
				増資の引受 (注16)	8,860	—	—
子会社	Sharp Manufacturing Vietnam CO., LTD.	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注9)	10,788 (注10)	貸付金	10,395
				利息の受取 (注9)	525	—	—

## 関連会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	関西リサイクル システムズ(株)	所有 直接 44.8%	当社製品の リサイクル	資金の預り (注9)	7,608 (注10)	預り金	8,700
				利息の支払 (注9)	47	—	—

## 兄弟会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	鴻元国際投資股份有限公司	—	株式譲渡 (注17)	株式の譲渡 (注1)			
				譲渡対価	15,500	—	—
				関係会社 株式売却益	15,440		

(注1) 価格その他の取引条件は、交渉の上、適正な価格で決定しております。

(注2) 期末残高には、消費税等を含んでおります。

(注3) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する取引債権の担保提供を受けております。

(注4) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する有価証券の担保提供を受けております。

(注5) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する棚卸資産の担保提供を受けております。

(注6) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する土地等の不動産の担保提供を受けております。

(注7) 担保提供料の支払は行っておりません。

(注8) 取引金額には担保に係る債務の期末残高を記載しており、すべて当社の2012年9月27日及び2013年6月25日に締結した金銭消費貸借契約による借入残高250,558百万円に係るものであります。

(注9) 資金の預り及び資金の貸付・借入は当社グループで行っているグループファイナンスに係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注10) 資金の預り及び資金の貸付・借入の取引金額は期中平均残高を記載しております。

(注11) 当事業年度に事業終息を決定しております。

(注12) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する機械装置等の動産の担保提供を受けております。

(注13) 同社と取引先各社との取引に関して、当社は市場価額で仕入及び販売の仲介を行うのみであるため、取引金額は記載しておりません。

(注14) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社から債務保証を受けております。

(注15) 債務保証料の支払は行っておりません。

(注16) 同社に対する貸付金の現物出資（デッド・エクイティ・スワップ）を実施しております。

(注17) 当社は、連結子会社であるシャープ福山レーザー(株)（以下、「SFL社」といいます。）に対し、会社分割（吸収分割）によりSFL社事業（レーザー事業・半導体事業）に関連する権利義務を承継させたうえ、保有するSFL社株式を親会社である鴻海精密工業股份有限公司の子会社、鴻元国際投資股份有限公司に譲渡いたしました。詳細につきましては（その他の注記）企業結合等関係をご参照ください。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	△104円34銭
2. 1株当たり当期純利益	107円11銭

(その他の注記)

企業結合等関係

(会社分割による事業承継（レーザー事業・半導体事業）及びシャープ福山レーザー(株)の株式譲渡)

当社は、連結子会社であるシャープ福山レーザー(株)（以下、「SFL社」といいます。）に対し、会社分割（吸収分割）によりSFL社事業（レーザー事業・半導体事業）に関連する権利義務を承継させたうえ、保有するSFL社株式を親会社である鴻海精密工業股份有限公司の子会社、鴻元國際投資股份有限公司に譲渡いたしました。

1. 事業分離の概要

連結注記表（その他の注記）企業結合等関係に記載しております。

2. 実施した会計処理の概要

会社分割（吸収分割）により当社資産をSFL社へ承継したことに伴い、その他資本剰余金は承継資産の帳簿価額相当である4,438百万円減少しております。また、本株式譲渡に伴い関係会社株式売却益を15,440百万円計上しております。

## (重要な後発事象に関する注記)

連結子会社 シャープディスプレイソリューションズ(株)の吸収合併

当社は、2025年12月19日開催の取締役会において、連結子会社であるシャープディスプレイソリューションズ(株)を吸収合併することを決議し、2026年4月1日付で吸収合併いたしました。

### 1. 取引の概要

#### (1) 吸収合併消滅企業の名称及びその事業の内容

名称 : シャープディスプレイソリューションズ(株) (以下、「SDS社」といいます。)

事業内容 : 映像表示装置および映像表示ソリューションの開発、製造、販売

#### (2) 企業結合日

2026年4月1日

#### (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、SDS社を消滅会社とする吸収合併

#### (4) 結合後企業の名称

シャープ(株)

#### (5) その他取引の概要に関する事項

当社スマートワークプレイスビジネスグループの一員として、連携したオペレーションを行ってきたSDS社とさらなる融合・一体化を図り、同グループにおけるソリューション事業の拡大を推進することを目的として、合併を実施いたしました。

### 2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

なお、当該吸収合併に伴い、翌事業年度において抱合せ株式消滅差益を930百万円計上する予定であります。

## 連結子会社 シャープセンシングテクノロジー(株)の吸収合併

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、連結子会社であるシャープセンシングテクノロジー(株)を吸収合併することを決議し、2026年4月1日付で吸収合併いたしました。

### 1. 取引の概要

#### (1) 吸収合併消滅企業の名称及びその事業の内容

名称 : シャープセンシングテクノロジー(株) (以下、「SSTC社」といいます。)

事業内容 : 電子デバイス (カメラモジュール、センサーモジュール等) の企画・開発・生産・販売

#### (2) 企業結合日

2026年4月1日

#### (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、SSTC社を消滅会社とする吸収合併

#### (4) 結合後企業の名称

シャープ(株)

#### (5) その他取引の概要に関する事項

連結注記表 (その他の注記) 企業結合等関係に記載のとおり、当社グループは親会社である鴻海精密工業の子会社、Fullertain Information Technologies Ltd. - B.V.I.へカメラモジュール事業を譲渡いたしました。これにより、同事業の推進を担っていたSSTC社の主たる事業活動は終了したことから、合併を実施しました。

### 2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

なお、当該吸収合併に伴い、翌事業年度において抱合せ株式消滅差益を5,554百万円計上する予定であります。

### 重要な資金の借入

連結注記表 (重要な後発事象に関する注記) に同一の内容を記載しておりますので、省略しております。

### コミットメントライン契約の締結

連結注記表 (重要な後発事象に関する注記) に同一の内容を記載しておりますので、省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

シャープ株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木	下	昌	久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	本	憲	吾
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷	吉	英	樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シャープ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

連結計算書類 注記事項（重要な後発事象に関する注記）「重要な資金の借入」に記載されているとおり、会社は事業資金の安定性の確保を目的に、既存シンジケートローンの満期更改へ向け2026年3月31日に新たな金銭消費貸借契約を締結し、2026年4月28日に当該契約に基づき借入を実行している。また、連結計算書類 注記事項（重要な後発事象に関する注記）「コミットメントライン契約の締結」に記載のとおり、2026年4月28日付でコミットメントライン契約を締結し、借入可能期間を1年間延長している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

シャープ株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木	下	昌	久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	本	憲	吾
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷	吉	英	樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シャープ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

計算書類 注記事項（重要な後発事象に関する注記）「重要な資金の借入」に記載されているとおり、会社は事業資金の安定性の確保を目的に、既存シンジケートローンの満期更改へ向け2026年3月31日に新たな金銭消費貸借契約を締結し、2026年4月28日に当該契約に基づき借入を実行している。また、計算書類 注記事項（重要な後発事象に関する注記）「コミットメントライン契約の締結」に記載のとおり、2026年4月28日付でコミットメントライン契約を締結し、借入可能期間を1年間延長している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第132期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

シャープ株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 村瀬 裕之 ㊞

監査等委員 姫岩 康雄 ㊞

監査等委員 梶原 ゆみ子 ㊞

(注) 監査等委員 姫岩康雄及び梶原ゆみ子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上